

【研究ノート】

自治体実務における〈応答〉のエスノグラフィー —公・民現場の関係性比較から環境保全の実務を改善する試み—

元 広 修 爾

要 旨：本稿は、エスノグラフィーにより自治体の実務改善を図るための試論である。自治体職員の一人として環境学習における公民協働の不調という実務課題に向き合い、実務の基本を構成する「現場」や「市民」の意味を再考した。自治体職場と西中国山地・芸北のNPO現場をフィールドワークにより往還するなかで、実務の当たり前を揺さぶられるような複数の出来事に出合った。切実な地域課題や、NPO現場における人・モノの相互作用、環境保全を担う市民のかけがえのない複雑性は実務において経験的に学ぶことが難しい。このため私に深い印象を与えて、従来の実務のものの捉え方を振り返る好機となった。私は度々ジレンマに陥ったが、実務で見慣れた「現場」や「市民」、「自治体職員」の意味が更新されてゆく過程でもあった。課題解決の鍵となったのは、実務では脇役の聴く営みであった。実務改善の人類学的試案として提案したい。

キーワード：応答の人類学、環境保全、行政実務、現場・市民、聴く営み

1. はじめに

地域における活動を通して地域を現場の内側で学びながら行政実務の意味を問い、問題解決を図る自治体職員の実践が社会的に注目されている（椎川ほか編 2021）。問題解決に対応する人類学の論点として「応答」を挙げることができる。応答とは公共的問題に関与し、言葉と行動によって地域の人々や地域社会に対して誠実な対応をしていく人類学的実践である（清水 2014）。自治体職員である私は、入庁以来25年間にわたり行政実務の問題解決に取り組んできた。そこでお世話になった地域の方々や職場への感謝の気持ちを込めて、9年間従事した環境保全の行政実務における問題解決＝応答を研究テーマにしようと考えた¹。応答できることには限界があるであろうし、行政実務の問題の見え方や解決方法は人により異なるであろう。本稿では、一人の自治体職員の立場から担当実務における地域の方々への応答の過程を人類学により論じる²。実務のものの捉え方を相対化し、自治体業務改善のヒントを提案したい。

行政実務は、どのような構造をもっているのだろうか。私の職場では実務の基本原則が定められていた。それは「現場」と「市民」を深く理解し、日々の行政実務の立案・実施に活用するという原則である。応答は、①何に応答するのか、②誰に応答するのかが問われる（清水 2014）。これを環境学習の実務に即して考えると、①は「現場」理解を深めて、地域課題である環境保全に人々と共に取り組むという応答が期待されるであろう。②は「市民」理解を深めて、地域の方々の活動を後押しするという応答が望まれるであろう。このように基本原則にそう応答ができればよいが、実際には難しい。環境学習において「現場」と「市民」を深く理解することは施策の基盤であり、日々の行政実務のなかでも重視されているが、私の職場では公民協働の不調が見られた。一般的な事例を示すと、市民参加型行事を企画しても参加者が十分に集まらないといった事象が生じていた。この問題を行政担当者として解決したいと考えた。

2. フィールドワーク開始当初の問題意識

2-1. 「現場」と「市民」の意味の縮減

私は行政実務を通じたご縁に恵まれて、2017年度から週末に環境ボランティアに取り組んでいる。2022年度まで環境学習の行政実務に従事していたことから、公・民の二つの現場を往還し、自治体関係者と地域の方々の双方と交流を深めながら「現場」と「市民」について人類学的に理解を深めることができる環境があった。二つの現場とは、私が所属する自治体職場と地域のNPO現場であり、環境学習の政策領域で関係しあう現場である。ここで、二つの現場を往還しながら、公・民の領域が地続きとなった空間のなかで、よりよい行政実務を自治体関係者や地域の方々と共に探索する実践を「公・民フィールドワーク」と定義する。公共空間における組織は自治体だけではないし、自治体だけが公共サービスを提供する組織ではないため、公・民の「二分法」には注意が必要である（田尾 2010：22-23）。しかし、自治体には本稿でも示すような特異性が存在すると考え、公・民を比較する立場に立つと、行政実務が行われる公の場とNPOが活動する民の場との間では、協力・対立など複雑な関係が見られる。また、自治体職員、人類学研究者、市民としての私の間でも、立ち位置をめぐる葛藤が存在する。公・民フィールドワークとは、このような状況のもとで、公・民関係のあるべき姿や自治体職員としての立ち位置を現場の人・モノの関係のなかで問い直す実践である。ここで、モノとは個的な物体としてのモノではなく、その周囲に人間と非人間とから成る異種混成的なネットワークが形成されていくような「出来事」（栗原 2022：141）を指す。

環境ボランティアの活動に初めて参加したときに出合ったのは、自然フィールドのなかの圧倒的な「現場」であった。現場に居合わせなければ出合うことのできないつながりを感じた。それは、単に物質的なつながりであるばかりではない。自然との生きているつながり、地域の方々と生きているつながりであった。生きているつながりとは、生氣あふれるものや持ち味を発揮する人々の自発性を帯びたつながりである。まさに生きている「現場」に出合った。

このような「現場」の生き生きとした状況は、現場に参加した当初の私に深い印象を与えた。参与したNPO現場は複数あり、文化が行き交う瀬戸内海の島々や西中国山地の豊かな里山のなかにあった。そこでは高齢化などの地域課題や地域固有の歴史・文化が絡み合い、人々の日々の営みと相まって「現場」（以下、環境と一体のものを指す。）が変化を続けていた。環境とは「人間と非人間とから成る異種混成的ネットワークの束」（栗原 2022：137）であるように思われた。一方で、自治体環境行政の骨格である環境基本計画においてはどうか。「環境」の定義は明示されていないが、環境政策の基本的な対象としての「環境」は「人の活動に対峙する物理的自然的存在」（倉阪 2014：3）とされている。このため、私は行政実務において環境の意味が縮減されているように感じた。

環境ボランティアの活動を通して私の心にしみたものもある。それは地域の方々のあたたかさであった。NPO現場の人々は理念的な「市民」ではなく、かけがえのない存在である。かけがえのなさとは、階級や職業、世代のような比較可能で代替可能な属性や属性の束に還元できない「複雑性」のことである（小田 2008：299）。一方で、環境基本計画における「市民」は、環境負荷の低減に貢献する環境保全活動に自主的に参加し、価値観と行動様式を変革してゆく主体として定義されている³。このため、私は「環境」に感じたことと同様に、行政実務において市民の意味が縮減されているように感じた。

「現場」や「市民」という言葉の意味が公・民現場で異なっていることに興味を覚えた。環

境基本計画は地域社会全体に適用されるため、抽象的である。「現場」や「市民」の意味が縮減されるのはやむを得ない面もある。しかし、「現場」の内側から現場の意味を理解できなければ、環境保全という地域課題に応答することは難しいのではないかと考えた。「市民」の内側から市民の意味を理解できなければ、地域の方々に応答することは難しいのではないかと考えた。この問題に対応する行政実務上の工夫は、私が所属する自治体職場ではまだ見られなかった。

行政実務のなかで向き合っていた当初の問題は、前章で述べた公民協働の不調であったが、公・民フィールドワークを開始してから、もう一つの問題に出合った。「現場」や「市民」の意味を「真剣に受け取り」（インゴルド 2020：20）、生きている現場、生きている市民を行政実務のなかで損なわないようにするためには、どのような工夫ができるだろうかという問題である。本稿では、主に後者の問題に取り組みつつ、最後に前者の問題を扱う。

2-2. 公・民の「あいだ」という視点

前節で述べた問題意識から、私は「現場」や「市民」の意味を公・民現場の内側から検討し、公民協働を促すための視点が必要であると考え。自治体と地域社会のあいだ、あるいは自治体職員と地域の方々のあいだには、目には見えないが、日常的なやりとりが行われている確かなフィールドがある。自治体組織の変革可能性を研究した田尾雅夫は自治体を硬い組織として捉えず、住民や関係団体、他の自治体、中央官庁とのかかわりのなかにある「有機体のような柔らかい組織」と表現している（田尾 1990：138）。また、人類学者の岡田浩樹は、自治体と市民の日常的相互過程が生み出す行政文化に関する研究の不足を指摘している（岡田 2007）。これらの指摘は強固な官僚組織としての自治体という一般的な見方を離れて「あいだ」の視点から公民協働を検討する必要性を説くものである。本研究の意義は、行政実務をめぐる当たり前を公・民の「あいだ」から見つめ直し、視界を広げることにある。

2-3. 調査の対象と方法

本調査は、2017年度から2022年度まで行った公・民フィールドワークの一部である。その公の場合は、私が所属する自治体職場である。自然保護などの行政領域ごとに課が存在し、課ごとに行政実務は異なる。行政実務とは地域社会に環境保全の「働き掛け」を行うものであるが、人の活動を規制するものなど5つのタイプがある（倉阪 2014：203-204）。このうち私が担当する環境学習会の実務は、市民が環境に配慮した行動を自発的に選択するよう支援するものであり、地域の実情に配慮しつつ、民間団体や国、他の自治体と連携して行われる。環境学習会とは、自然と人の関係について理解を深めるための市民参加型の学習会である。一方の民の場として、NPO現場は重要である。例えば、行政実務の過程において「市民参加」を図るため、NPO法人への民間委託が行われる場合がある（田尾 2010：245-246）。本調査の事例は、西中国山地・芸北のNPO現場である。その一つである霧ヶ谷湿原は、西中国山地国定公園の中にある。NPO法人西中国山地自然史研究会を中心に、地域の多様な主体の協働により自然再生事業が続けられており、そのなかで環境学習会が定期的に開催されている。この場では多様な人・モノの関係性が見られることから、行政実務が学ぶべきものは多いと考えられる。

調査方法は以下のとおりである。応答の人類学においては異なる文化に参与し、差異を理解して固定的な見方を相対化しつつ、文化を超えた類似性を理解し、両文化の架橋を図る（清水 2014）。まず、一人の自治体職員として公・民フィールドワークにより自治体職場と西中国山

地・芸北のNPO現場の両方に参与する。両現場の只中で、従来の行政実務経験を揺さぶられるような出来事に着目する。自治体職員の私は多くの差異に戸惑うであろうが、これを手掛かりとして「現場」や「市民」の多様な意味を周りの関係性のなかで可能な限り理解する。エスノグラフィーの他者理解や自己省察は、その一助となるに違いない。エスノグラフィーとは、現場の内側で他者の理解を試み、他者の異なる視点を受け入れることにより、自己が当たり前と考えていた枠組みを相対化し、新たな見方を発見するための質的研究方法論である（小田 2010）。現場の内側から「現場」や「市民」の多様な意味が見えてくれば、公・民の文化の「差異」だけではなく、「文化を超えた類似性や共通性」が見える可能性がある（清水 2014：26）。それを糧にして公民協働の方途を検討することができるであろう。以上の公・民フィールドワークによる研究は、Tacchiらが提案しているエスノグラフィック・アクションリサーチ（Tacchi, et al. 2003）に位置付けられる。

以下の各章においては、公・民フィールドワークのプロセスを詳述する。自治体職場・NPO現場の人・モノの関係を現場の内側から経験しつつ、その過程において「現場」と「市民」の意味を見つめ直し、「現場」と「市民」を真剣に受け取るための実務技法を探索する（3章及び4章）。最後に振り返りを行い、意義と課題を考察し、今後の実務改善を展望する（5章）。

3. 芸北・霧ヶ谷湿原で経験した出来事

3-1. 霧ヶ谷湿原から私への呼びかけ

西中国山地・芸北の霧ヶ谷湿原は、どのような「現場」なのだろうか。応答は切実な地域課題に対して行う必要がある。私は行政実務のなかで地元の研究者や地域の方々とはご縁をいただき、公・民フィールドワークを通して現場の貴重なお話をうかがうなかで、私にどのような応答ができるだろうかと考えさせられた。そこで、応答のための第一歩として「現場」の地域課題をめぐる人・モノの関係性を素描してみたい。

自然再生事業についてうかがった事業の経緯は、先行研究によって以下のとおりまとめられている（白川 2010）。発端は芸北 高原の自然館と友の会「西中国山地自然史研究会」の市民による2002年の植生調査であった。報告を受けた広島県担当者は通常の事務処理にとどめず、翌年の広島県事業として提案し、採択させた。事業名は八幡湿原自然再生事業である。八幡湿原自然再生事業の自然再生の目標は、開発により失われた湿潤な環境を復元することにより、現存する湿原性動植物の生活環境を拡大することである。霧ヶ谷にある湿原には名前がついていなかった。本事業の実施過程において地元の八幡地区住民から名前を募集し、公民協働組織である自然再生協議会において「霧ヶ谷湿原」という名前が選定されたという経緯がある。

霧ヶ谷湿原は、政策的な開発によって縮小してきた。1941年、八幡地区に大規模な陸軍演習地が設置された。終戦後は国策として開拓団が送り込まれたが、厳しい環境のために開拓は成功しなかった。その後は広島県によって買収され、1964年からは大規模改良草地として開発された。その際に樹木の伐採と火入れが行われ、排土板によって土壌層が除かれ、土壌改良剤が散布された後、外来牧草の播種と施肥が行われた。さらに、湿潤な土地を乾燥させるため、排水路が掘削され、谷の中央にコンクリート三面張りの水路が設置された。しかしこの草地開発事業は成功しなかった。このため、広島県はスタジアムやレクリエーション施設の建設計画を立ち上げ、道路の舗装や歩道の設置を行ったが、経済的理由から建造物は建設されなかった。

戦争や開拓、開発という一連の政策のなかで、特に乾燥化により開発前の生態系は失われて

しまったが、植生調査を契機とした市民と行政の対話的關係から自然再生事業が始まったという経緯は興味深い。対話的關係は、霧ヶ谷湿原において様々に立ち現れる。現在の霧ヶ谷湿原では小型サンショウウオの産卵、湿性植物の開花など生命の営みが見られるようになったが、本事業は必ずしも順調に進んできたわけではない。市民Aさんとは2018年度から交流があるが、乾燥化した湿原を復元し維持するための苦労をしばしば私に語る。雑木が茂って湿原が山に戻ってしまうため、手間暇のかかる伐採を定期的に行う必要があるという。この保全作業に私も参加したが、足元が不安定な中で重い雑木を扱う大変な作業である。作業には非常に多くの人手が必要であるため、Aさんは霧ヶ谷湿原の関係者と対話を重ねながら対処されている。

霧ヶ谷湿原から地域社会へと目を移してみたい。西中国山地の脊梁部に位置する芸北地域は中山間地域固有の地域課題に直面している。行政調査によると都市部では見られない特有の不安要素が見られる⁴。不安要素は、住民アンケート結果により示されている。家屋や田畑の管理、生活交通、有害鳥獣の発生などである。中山間地域は都市部と比べて高齢化率が高いことが背景にある。持続可能な地域づくりは、まさに芸北の切実な地域課題である。

このため、芸北の環境保全は持続可能な地域づくりとしても実践されているところに特色がある。NPO法人西中国山地自然史研究会における主要な行事は自然観察会である。その背景には、地域の生きている人・モノのかかわりのなかで人を育てながら地域をつくってゆくフィールドミュージアムの考え方がある（白川 2007）。霧ヶ谷湿原の保全活動は、自然観察会を中心に展開されており、昆虫や植物の観察会に加えて、次節でとりあげる小型サンショウウオの観察会などが行われている。ここにも対話的關係が見られる。自然観察会は地域づくりの一部でもあり、誰もが参加を歓迎される。実際に参加している人々を観察すると、子どもから年配の方まで、自然に詳しい人も、初参加の人も、都市住民もおられて多様な顔ぶれである。講師陣は芸北地域の自然をフィールドとする自然科学の専門家である。講師陣と多様な参加者の間には自然や地域を対話的に学び合う関係が見られる。例えば、植物観察会を担当されている前述のAさんは、植物愛と芸北愛から熱心に自学を重ねてこられた方であり、ご自身の経験を大切にされている。人から聴いた話を自分の話のように語ったり、他人が行ったことを自分が行ったことのように語ることがない。語られるのは自分で見て、聴いたものであり、自然や人々の声に耳を傾けて直接経験したことであり、植物や芸北が大好きな自分のことであるが、参加者はとても楽しく聴くことができる。講師としての論ず、主張するという働きかけによらずに、自分の「こと」が周囲の人・モノとの関係性のなかで自分の言葉で表現されるからであろう。例えば、Aさんの里山・芸北とのかかわりは、霧ヶ谷湿原の保全作業だけではなく、ご自身が関与している雲月山の山焼き、里山の野花のガイド活動、野鳥の保護活動、外来種の駆除活動、小学校への出前授業、農園の手伝いと共に語られる。その語りのなかに、Aさんは当事者ならではの経験談や思い出話を添えられる。こうして参加者は、芸北地域の環境保全と持続可能な地域づくりの現場を講師との対話的關係のなかで学ぶことができる。

開発の波や湿原保全の問題、持続可能な地域づくりといった地域課題をNPO現場の関係者に学びつつ、地域に根差した対話の実践に出会うことができた。私は現場の内側に位置取りすることや、人・モノのかかわりを丁寧に捉えることに苦労を感じたが、人・モノの対称的で対話的な関係性に可能性を感じた。「現場」の意味は、次節で見るように小型サンショウウオ観察会に参加し、ミクロな視点で人・モノの関係を経験した出来事により深まってゆく。

3-2. 小型サンショウウオ観察会の人・モノの関係

小型サンショウウオ観察会は、2022年4月29日に霧ヶ谷湿原においてNPO法人西中国山地自然史研究会により開催された。自然再生事業の最初期からの重要な取組の一つであり、毎年同時期に開催されている定例モニタリング調査である。調査目的は湿原再生の進展に伴って小型サンショウウオが周辺域から湿原に戻り、定着したかどうかを確認することである。そのため湿原の中で小型サンショウウオの卵囊を探す調査を専門家の講師と公募された20名の市民ボランティアが協働して行う。幅広い世代の多様な市民が参加しており、毎年参加しているという方もおられる。霧ヶ谷湿原や小型サンショウウオへの関心の高さがうかがわれる。講師は自然科学の専門家であるB講師である。私は「現場」を理解するため、この観察会に参加した。

湿原のなかで、強い風と雨に遭遇する。その強さから、風と雨に浸されているように感じる。芸北地域は多雪地帯である。4月の霧ヶ谷湿原においては、まだ枯野が見られる。春の野花が見られないなかでコブシの白い花が目立ち、私と等しく風に揺れ、雨に濡れている。風や雨のなかで共に浸されていると、コブシと共にあるような感覚が生まれ、コブシと私の輪郭が曖昧になってゆく。行政実務の抽象的な環境とは異なる生きている環境との出会いを感じる。インゴルドによると、人やモノは風・雨という媒質の流れに等しく浸されていることにより、「閉じられた客体の形」であることをやめて関係しあうという（インゴルド 2017 : 171）。自治体職員の私はコブシと関係しあっていると感じる一方で、コブシとの距離や自分の立ち位置が不明瞭になり、戸惑いを感じる。このような心の揺れが生まれるのはなぜであろうか。

ふと、湿原を見渡すと、一面に小川の流れが見られる。雨は周囲の山々から霧ヶ谷湿原へと集まる。そして湿原の小川が一つの流れとなって柴木川を経て太田川となり、流域の生きものの生命や人々の生活とかかわりあいながら瀬戸内海へと注ぐ。湿原の小川の流れは、このような広大な自然・人の生きているつながりを私のなかで喚起する。そのつながりは私の足元から始まっている。湿原の中の木道からは、小川の水が流れる様子を間近に見ることができる。水は音もなく、少しうねりながら流れ続けている。流れは透明で、その流れのなかで湿原の草たちがゆっくりと揺れている。流れ続けている水を静かに見ていると、その絶え間のない動きから、自ずから流れ続けているように感じられ、自らあふれ出しているような力も感じる。自然は客体的・対象的なものではなく、おのずから、みずからという動き、すなわち「自発性」の現れであるとする見方がある（木村 2008 : 33）。自治体職員の私は、木道から間近に見える小川の水の動きに「自発性」の現れを感じとる一方で、水の動きの「おのずから、みずから」にとても心を惹かれる。このような心の揺れが生まれるのはなぜであろうか。

小型サンショウウオの卵囊の調査場所に到着する。B講師の助言のもとで、市民ボランティアの人々が小川の水辺にしゃがみこみ、卵囊を探し始める。私も水の中に手を入れるが、思っていたよりずっと冷たいため、少し驚く。水中に堆積した植物たちのあたたかさが不意に手に伝わってきて、また驚く。植物たちが堆積してきた長い年月の流れに自ずかと思いを馳せてしまう。市民ボランティアの人々は堆積した植物たちの下を手作業で懸命に探しているが、なかなか卵囊を見つけることができない。B講師が見つけて、「あった！」と大きな声をあげる。卵囊を観察用のバケツに丁寧に移して皆で輪になり観察する。私は卵囊にそっとふれてみる。想像していた以上に柔らかい。時折、小さな幼生たちが光に反応して、卵囊のなかで躍動する。自治体職員の私は、湿原の水や堆積した植物たち、卵囊にふれるということになぜか惹きつけられる。「さわる」という行為は主体と客体との隔たりを前提とするが、「ふれる」という行

為は、ふれるものとふれられるものとの相互浸透や交錯という契機を含み、「ふれあう」こととして生成するという（鷲田 2015：169-170）。自治体職員の私は、湿原のモノたちにふれて自分の感情が揺れていることを感じとる一方で、このように現場で生き生きしたモノとふれあうことにとっても心を惹かれる。このような心の揺れが生まれるのはなぜであろうか。

卵囊を探していた時間は1時間程度に過ぎない。小さな出来事であったが、自治体職員の私は行政実務の抽象的な環境とは異なる湿原のモノに出合い、心の揺れを感じとるなかで、3つの問いが生まれた。コブシとの距離や自分の立ち位置が不明瞭となることに戸惑いを感じるのはなぜであろうか。小川の水の「おのずから、みずから」という動きに心を惹かれるのはなぜであろうか。現場で生き生きしたモノとふれあうことに心を惹かれるのはなぜであろうか。

NPO現場で生まれたこれらの問いは帰宅後もこだまする。この自宅での振り返りの過程を以下に述べる。霧ヶ谷湿原に降り注いでいた雨や、一面に広がる小川の流れは、自分の中にある水質保全の実務経験を喚起した。かつて私は自治体環境行政の水質保全を担当していた。その実務内容を環境工学の基本文献により概説したい（岡田 2013：26-38）。公害の時代に見られたような水質汚濁に対処するため、人の健康の保護及び生活環境の保全を目的として、1970年に法律に基づき、政府が水質環境基準を定めた。1950年代に水俣病やイタイイタイ病に代表されるように水質汚濁による人の健康被害が生じたことと、同じ時期に水産業や水道など生活環境への悪影響の防止が求められたためである。取水地点近傍や、排水・河川の流入地点など水環境管理において重要な地点を環境基準点という。同地点において、水質環境基準の達成状況を把握するために海域や河川の水質を定量的指標によりモニタリングするという実務である。

初めて環境保全を担当した当時の私は、法制度を厳格に適用し、水質を監視する意識的な主体であったように思われる。私自身が法制度の部分となり、採水と水質分析を行う民間委託の事業者と調整を行い、得られた水質データの統計処理と分析結果の公表を課内の担当職員に依頼するという仕事を繰り返す日々であった。当該職員は環境行政の大先輩であり、昭和時代の環境行政について教えてくださり、感銘を受けることが多かった。環境行政の歴史を受け継ぐことの重みを感じたが、水質保全担当者の役割は、水質データの変化を定量的に捉えることであるために、漁業者や水道水を利用している人々、あるいは水環境を生きる生きものたちの「顔」は微かに見えるだけであり、水環境に馴染むことは難しかった。一方で霧ヶ谷湿原においては、私は湿原のモノと共にあり、湿原の環境に馴染んでいたように思われる。この相反する思いに向き合ってみると、仕事原則に基づいて「現場」の理解に努めてきたはずであるが、実はその理解が不十分なのではないかという問いが生まれる。さらに、水質保全担当者として霧ヶ谷湿原の現場を考えようとすると、自分が遠く離れた自治体の執務室から霧ヶ谷湿原を絵画や映像を鑑賞するように眺めていることに気付く。霧ヶ谷湿原という「現場」を執務室から遠望しながら理解しようとしている自分と、「現場」を内側から理解しようとしている自分との間でジレンマを感じる。ラトゥールは、室内空間で遠くの眺望を全体像として見せる近代的装置を「パノラマ」と名付けている。ラトゥールによると、パノラマは現場における人・モノの相互作用を隠してしまう。なぜなら、鑑賞者のような自分の立ち位置が世界の中心になり、全体像を見ることで現場の関係性を理解できたと考えてしまうからであるという（ラトゥール 2019：360-366）。自治体職員の私は、小型サンショウウオ観察会の現場で3つの問いに出合い、心が揺れた。それは、行政実務のパノラマによって、普段の自分の立ち位置が世界の中心に固定されていること、そこから現場を遠望することで人・モノの相互作用が見落とされている

ることを霧ヶ谷湿原の生きている「現場」から感じとっていたからであると考えられる。

4. 自治体の執務室で経験した出来事

4-1. 市民Cさんから私への呼びかけ

自治体職場とNPO現場の遠さや自分の立ち位置に悩んでいたある日に、執務室で小さな出来事を経験した。私とNPO法人Xの市民スタッフのCさんは、電話で環境学習会の準備の打ち合わせを行うことが多い。Cさんは学習会の担当者である。学習会の業務内容は委託契約の仕様書により定められている。委託者である私は契約制度のルールに従って、仕様書どおりに業務が進んでいるかどうかを確認する必要がある。仕様書が指定する受講者募集の開始時期が迫っている。私は別の行政実務においてCさんと協働したことがあるため、その経験を生かして対話を重ねながら仕事を進めてきたが、無意識のうちに、法令上の権限を市民に対して行使する一委託者の立場になってしまい、やや強い調子でCさんに「受講者募集を始めてください。」と一方的にお願いをしてしまう。一方で、Cさんは「一緒にやりましょうよ！あんな人、こんな人が応募してくれたよ～という感じで！」と私に明るい声で提案をされる。私にはなぜか戸惑いが生まれ、それは帰宅後もこだまする。この自宅での振り返りの過程を以下に述べる。

私が揺らいだ要因の一つは、自治体の契約制度のなかで委託者の私と受託者のCさんが制度上のルールによってつながっていることであるように思われる。自治体の契約制度は地方自治法という法律に根拠を置いている。具体的なルールは自治体の会計規則や契約書のなかで細かく規定されている。その規定に基づき、委託者と受託者の役割分担や、委託者の発注者としての権限、受託者の義務が生まれる。委託者には仕様書通りの業務が行われるように受託者の業務の指導監督を行い、確実な履行を確認することが求められる。仕様書に定められた業務の対価は、委託者から受託者に支払われる委託料である。このように委託契約は一律適用される法的ルールや、顔のない委託者・受託者、そして貨幣という抽象的なものから成り立っている。

一方で、受託者のCさんは、かけがえのない存在でもある。CさんはNPO法人の仕事のやりがいについて、「人を紹介してあげて、会った人同士が喜んでいるのを見ると、とても嬉しい。」と私に明るく語ったことがある。このように人をつなぐことにやりがいを感じるCさんは、様々な機会を捉えて本学習会の場の効果を高めてくださるに違いない。こうしたCさんならではの貢献力は、自治体の契約制度においては一律適用されるルールの外側にある個別事情となりがちであるため、配慮することが難しい。個別事情は考慮されるが、基本的には一連の透明な会計ルールと定式化された仕様書に沿って契約事務が行われるからである。

次第に「市民」の理解が深まってゆく。Cさんにとっての「あんな人、こんな人」はどのような人なのか考えると、Cさんの新聞投稿が思い出される。地域活動者の名刺には複数の所属先が連なって表示されているという。私も目にしたことがあり、不思議に思っていた。Cさんによると所属先の数は、その人の固有の技能や価値観、視点の多様さを表しているという。Cさんの場合は、三つの地域団体が連なっている。複数の地域団体に独創的な活動に携わり、活動の数だけ顔をもつCさんを抽象的な市民一般に還元することは難しい。また、Cさんはご自身や地域活動者の活動状況を私と共有してくださるので、地域活動を通して地域社会に貢献しようとする「市民」をめぐる関係性の重みも実感される。こうして私は比較可能で代替可能な属性や属性の束に還元できない市民の「複雑性」（小田 2008：299）を学んでゆく。

私は地域で人々と共に活動するCさんから学ばせていただく好機であると受け止める。公民

協働の必要性が唱えられて久しい。「一緒にやりましょうよ！」という表現の中の「一緒」という言葉に心を惹かれる。近代的エスノグラフィーを切り拓いたマリノフスキは民族誌学者に対して「人間といっしょにいたいという万人に共通の要求」に従って、地域の人々の行動や存在のあり方を理解することを提案している。そして「カメラ、ノート、鉛筆を置いて、目前に行われているものに加わる」ことを勧めている（マリノフスキ 2010：60-61）。それは例えば、人々のゲームに加わり、散歩や訪問をともしに行き、座って会話に加わることであるという。そこで、私は実務において「市民」の行動を理解し、同じ場で同じ経験ができているだろうかと自問すると、委託契約などの行政制度上の間接的関与が日々の主な業務となっている自分と、現場の内側で「市民」の理解を深めたいと考えている自分との間でジレンマを感じる。

こうして戸惑い、「市民」理解に苦勞するなかで問いが生まれた。仕事の基本原則では「市民」を理解することが重視されているが、私の理解は実は不十分なのではないだろうか。自治体職員が「市民」を完全に理解することは困難であると思われる。そこに限界があるとしても、委託契約において自治体職員の私とNPO法人Xの市民スタッフのCさんを行政ルールが媒介し、抽象的な関係が見られる一方で、Cさんをめぐるかけがえのない関係が存在しているということに私は関心を持った。ここで見られる抽象的な関係とかけがえのない関係には接点がないように思われるが、両者をどのように扱えばよいだろうか。

以上のように帰宅後もCさんへの応答を試みていたところ、Cさんに受講者募集のお願いをするという形をとりつつ、一方的に話してしまったことに小さな違和感が生まれた。ここで思い起こしたのは、加藤哲夫が指摘している「市民の言葉」と「（役所の）システムの言葉」の違いである（加藤 2002：97-102）。加藤によると、役所の人々は行政システムに過剰適応する傾向があり、市民の気持ちや自分自身の感情を汲みにくいため、「行政システムではこうなっており、だからできません。」という形式の対話を阻害する話し方が顕著に見られるという。

4-2. 政策実務の硬さ

なぜ市民に対して一方的に話してしまうのだろうか。「過剰適応」という加藤の指摘を受けとめて、見慣れた行政実務を構成している人・モノを振り返ることにより、この問いについて考えてみたい。自治体環境行政の基本方針は、環境基本計画として定められている。環境基本計画とは「公害防止」や「自然環境・生活環境」、「地球環境」などの個別行政領域を束ねる環境保全の計画である（北村 2021：134）。その実務は計画の立案・管理と、計画された事業の実施に大別できる。まず、前者に関する実務を政策実務と定義する。後者については次節で扱う。政策実務とは、例えば、計画本体を運用したり、計画された目標の達成に向けて施策の進捗を管理することを指す。本節では、政策実務をめぐる人・モノの関係性をたどる。

環境基本計画とはどのようなモノなのだろうか。環境基本計画は行政上の計画として位置付けられる。行政上の計画とは、公共事業の目標となる青写真とその実現のための諸施策のプログラムのことである（原田 1989：90）。行政上の計画は「合理性・斉合性・誘導性」という機能を有する（原田 1989：92）。つまり、行政上の計画は総合的科学的な行政目標をもち、関係行政機関に共通目標を設定し、行政施策相互の調整と統合を図りながら、目標年度までに実現を目指す。環境基本計画の行政目標は、環境基本法に基づいている。その主な目標とは、持続的発展が可能な社会の実現に向けて通常の社会経済活動を見直し、汚染物質の排出行為な

ど特定の行為を科学的知見に基づいて規制する従来の手法に加えて、環境学習などの新たな政策手法も用いることにより、「環境への負荷」の低減を図るというものである（倉阪 2014 : 83-86）。「環境への負荷」とは、環境基本法第2条の定義によれば、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものである。要するに、環境基本計画とは、行政領域ごとに縦割りになっている関係行政機関に対して「環境への負荷」の低減を図るという目標を設定し、その目標に向かって行政施策相互の調整と統合を進めながら、目標年度までに目標達成を目指すためのモノである。そこで「環境への負荷」の低減を着実に進めるために、環境基本計画の進捗を確認する手段としてツールが用いられる。ツールの例としては、環境基本計画を構成する目標・方針・施策・行動指針・実施管理を一体として運用するための「PDCA（Plan、Do、Check、Action）サイクル」（北村 2021 : 130）や、目標達成に向けた施策の進捗状況を把握し、計画の実効性を確保するための「指標」（倉阪 2014 : 187）を挙げることができる。これらのツールにより各施策において計画からの遅れが生じているかどうかが判定され、遅れが見られる場合は施策の見直しが行われる。

以上のように、環境基本計画は「環境への負荷」の低減を図るという目標を掲げ、施策の進捗を管理して目標年度までに着実な達成を図るためのものである。つまり、物事を推進するような構造をもったモノであるため、実務はいわゆる「硬さ」を伴うものとなる。

4-3. 日常実務の柔らかさと硬さ

政策実務は合理的な構造をもっているが、想定外の揺らぎを見せることがある。それはなぜだろうか。この問いについて考えるために、政策実務に対して日常実務を定義する。日常実務とは、環境基本計画を構成する事業の運営に関する事務のことである。例えば、環境学習会の予算を管理することを指す。本節では、日常実務をめぐる人・モノの関係性をたどる。

環境学習会を実施するために、所要の予算が措置される。予算とはどのようなモノなのだろうか。「予算」とは会計年度の支出・収入の予測を体系的に総括したものであり、議会において議決され、政府が誠実に遵守すべき法的義務を負った行為規範である（西尾 1993 : 283-284）。このため、自治体の日常実務においても予算要求時に説明した内容のとおり事業を実施し、所定の成果を得ることを目指すが、実際には様々な揺らぎが生まれる。一般的な事例を示すと、環境学習会は荒天の影響を受けて中止されることがある。また、多様な参加者からは様々な事情が生まれるため、定員を満たしていても当日の諸事情により欠席が生じ、定員を下回ってしまうこともある。これらのやむを得ない事情は程度の差はあるが、予算の執行に影響を与え、政策実務上の指標（例：参加者数）にも負の影響を与える。このような場合に、自治体職員に期待される資質の一つが「責任」である（田尾 2010 : 315-316）。望ましいとは評価されない結果を得た場合には、その責任を引き受けて原因究明を行い、「行政裁量」（田尾 2010 : 311-312）のなかで対応することが求められる。自治体職員は法律に準拠して行動することが原則であるが、細部について独自に判断し、決定することが許されている。これを行政裁量という。ただし、法令が定めるルール の範囲内においてのみ認められる裁量である。

予算というモノが揺らぐと、予算と関連事務も修正を迫られる。こうした状態をいわゆる「柔らかさ」と表現できるだろう。しかし、揺らぎへの対応は責任をもって行政裁量の範囲内でルールにそって行われる必要があることから、実務はいわゆる「硬さ」を伴うものとなる。

前節と本節の実務の人・モノを束ねる作業が自治体職員による起案である。起案とは、意思

決定の案を公文書として作成し、決裁権者の承認を得ることである。25年前の私の新人時代を振り返ると、起案用紙は白い紙であった。パソコンで起案を行うようになった現在も画面上の起案用紙は白いままである。セルトーは、書くことには近代的な権力性が伴っていると指摘する。「白いページ」は距離を保って客体を制御する管理志向の主体の存在と、世界の曖昧さをぬぐいとられた場所から成り立っているという（セルトー 2021：320）。その上で自己と現実を区別し、現実を指示する。それは「現実を変えるため」である（セルトー 2021：322）。書くこと、起案には「現実を変えるため」という社会的意義と外部への支配力が伴っている。

前節と本節では、見慣れた行政実務の人・モノの関係性を振り返った。私は毎日、実務の人・モノに取り囲まれながら実務を行っている。いつの間にか、それらが当たり前の存在となっていた。しかし、Cさんとのやりとりをきっかけとして可視化された。政策実務には硬さが見られた。日常実務には柔らかさが見られたが、日常実務の揺れを戻すような硬さも見られた。さらに、政策実務と日常実務を公文書としてまとめる起案には、近代的な権力性が伴っていた。これらのことから、Cさんに一方的に話してしまったのは、実務の人・モノのかかわりあいから生まれる「硬さ」によるものではないかと気付いた。実務の人・モノの存在に慣れるということが、自治体職場とNPO現場の間に距離が生まれる一因になっていたと考えられる。

5. 考察とまとめ

5-1. 聴く営み

本節では、生きている現場、生きている市民を行政実務のなかで損なわないようにするためには、どのような工夫ができるだろうかという冒頭の問題について考える。本調査の過程で私自身の日々の仕事に不思議な変化が起きた。前述した「（役所の）システムの言葉」や「一方的に話してしまう」場面が次第に減少し、市民から感謝の言葉が寄せられるようになった。さらに、自治体職場とNPO現場のそれぞれのニーズを翻訳し、自分の言葉で双方に伝える場面が自ずと増えた。また、このような仕事の変化について上司・同僚の評価が得られるようになった。なぜ硬さを基調とする行政実務に変化が生まれたのだろうか。

応答の人類学の技法の一つとして、聞く営みが提唱されている。それは「目で観察するとともに、それ以上に耳で聞くこと」である（清水 2014：23）。今回の公・民フィールドワークを振り返ると、それは、地域の方々の言葉を可能な限り真剣に受け取り、モノについてはその意味を感じとるという経験を重ねてゆくプロセスであった。それは話を聞くだけではなく、人々とモノから受けとる声に注意深く耳を傾ける営み、つまり「聴く営み」を実践してきた過程であったように思われる。本調査の冒頭では西中国山地・芸北の「現場」を知るために切実な地域課題の理解に努めた。地域の方々のお話を聴き、環境破壊の歴史と地域発の自然再生の歩みを学んだ。そこで人・モノの関係性に寄り添い、対話的關係が地域に息づいていることに気付き、人・モノの対称的で対話的な関係性に可能性を感じた（第3章第1節）。霧ヶ谷湿原の小型サンショウウオ観察会においては「現場」のより深い理解に努めた。湿原のモノとの相互作用を通して、自他の関係性を感じとるという経験を経て、湿原のモノと共にある自分に気付き、水質保全の行政実務で身につけた立ち位置が現場の外側から内側へと変化した（第3章第2節）。その後は執務室における市民Cさんとのやりとりから「市民」の理解に努めた。Cさんの言葉からかけがえのない市民という存在に気付き、対等であるとはどういうことかを不十分ながらも学び、行政実務の立ち位置が市民の外側から内側へと変化した（第4章第1節）。さら

に、Cさんに一方的に話してしまったのはなぜかという問いが生まれ、見慣れた行政実務の成り立ちに関心を持った。行政実務において聴くことを難しくしている実務の関係性は、実務の人・モノをたどることにより明らかにすることができた（第4章第2節及び第3節）。物事を推進するような構造をもつモノを扱う政策実務は「硬さ」を伴うものとなる。一方で日常実務は様々な事情で揺らぐという点で「柔らかさ」が見られるが、その揺れを戻すような構造をもっており、この点では「硬さ」を伴うものとなる。このような政策実務と日常実務の硬さと柔らかさは最終的には意思決定を行うために公文書を書くこと＝起案の力によって束ねられる。

こうして「聴く営み」を見出しつつ、なぜか馴染みを感じた。行政実務は法令に準拠して行われるが、前述のように一定の範囲内で行政裁量が認められている。法令や行政制度において想定されている行政裁量を「制度上の裁量」と表現すると、実務感覚としては、この裁量とは別に自治体職員自身が日常的に発揮する「ささやかな裁量」があるように感じている。「ささやかな裁量」とは、行政実務のなかで自治体職員が任意で発揮する裁量である。自治体職員は、大部屋の職場で働いている。所掌事務が概括列举的に局・課・係という単位組織で与えられ、一所で執務する行政文化は「大部屋主義」と呼ばれている（大森 2006：63）。しかし、実際の大部屋は執務室内に閉じてはいない。自治体の庁内には語りの多様性と広がりが見られる。元上司や元同僚、様々な実務の所管課の担当者、先輩・後輩、実践者として同じ志を持った職員など多様な立場の職員との間で、日常的に語りが交わされる。そこでは実務の専門知識を丁寧に共有しあったり、実務上の疑義について率直に意見交換をしたり、実務の悩みを共有して互いに励ましあうなど、仕事のやりがい、生きがいにつながるような交流が行われている。この交流の輪の中にいる私は、芸北地域でお世話になった方々と同じように、相手の話をよく聴き、自分の言葉で話す人々に出会うことができる。このような部局の壁を越えた実務者のネットワークは、中央省庁や他の自治体の職員、そして地域の方々にも開かれている。最新の施策情報や地域の方々からの生の声がネットワークの中へ届けられる。こうして公共が生まれる前の場所で行政の諸原則を守りつつ多様な語り合いが営まれているのである。このような語り合いは「ささやかな裁量」による任意の些細なものであるために注目されることはなかったように思われる。語り合いは「聴く営み」とセットである。このネットワークの部分となって語り合う自治体職員は抽象的な自治体職員ではなく、生きているかかわりのなかの顔をもった自治体職員である。彼らは担当実務のなかに現場の生きている人・モノの存在を加えていくことができる人ではないだろうか。このように考えると、NPO現場の「市民」に加え、私を含む「自治体職員」の複雑性も更新されたように感じた。以上により、生きている現場・市民を行政実務のなかで損なわないようにするための工夫は、「聴く営み」を実践し、地域や職場の人・モノの関係性の中に自分を置き直すことによって可能になると考えられる。冒頭で述べた仕事の意外な変化は、「聴く営み」の実践に伴い生まれたものであらうと思われる。

5-2. 公・民フィールドワークの意義と今後の課題

本節では、冒頭で示した公民協働の不調という問題の解決に本調査の事例がどのように貢献しうるか考える。実務者のネットワークは、自治体の庁内外に開かれている。そこで、今回の調査経験を公・民の関係者に2022年10月から2023年6月にかけてお伝えし、ご助言を依頼した。庁内で志を同じくする実践者Dさんは「私も週末地域活動に取り組むことで、公務以外の活動で得られる特別なものを実感しています。」と述べて、公・民フィールドワークの意義に

共感を示された。さらに、元自治体職員で地域の環境保全活動を支援されているEさんは「市民の思いを汲み、役所の諸制約と向き合うなかで、自分の言葉が生まれるのだと思います。」と述べて、「聴く営み」を基本として行政実務の言葉を紡ぐ大切さを指摘された。また、環境保全活動の中間支援を担うNPO法人の責任者であるFさんは「自治体職員が地域の方々と共に学び合いながら行政実務の改善を図ることは、地方自治の基礎をなすものだと思います。」と述べて、公・民フィールドワークの先に自治があることを示された。地方自治は自治体職員の原点である。このように地域のなかで行政実務の改善を考えることは公・民の対話の素材となりうる。こうした経験から、公・民フィールドワークを通して他者（人・モノ）理解と自己省察を深め、「聴く営み」を実践しながら、行政実務のものの捉え方を見直していく実践を公・民対話の試みの一つとして位置づけたい。地域活動の学びを通して公務の改善を図る「地域に飛び出す公務員」の実践（椎川ほか編 2021）は同様の試みであり、共感を覚える。

「聴く営み」を可能にしたのは何であったか。それは自治体職員としての視点がNPO現場の外側から内側へと変化し、生きている現場の部分になることであったように思われる。その経験は行政実務の対象としての人・モノの枠組みが外れて、人・モノの生き生きした状態やつながりが見えるようになった経験と同時のものであった。現場や市民の力を生かそうと試みる行政実務は多いが、実務の構造が組織的に重視されているために、他者の視点は見落とされがちである。視点の見直しに加えて、自治体職場とNPO現場の接点としての「聴く営み」に注目したい。「聴く」とは、他者のことばを受けとめる行為であり、他者の自己理解の場を劈く（鷲田 2015 : 14）。この現場で「ささやかな裁量」を起点に行政実務をより柔軟なものへと変化させていきながら、地域社会の生きている人・モノを実務者のネットワークの中へと招くことができるのではないかと私は期待している。ただし、行政実務は法令に準拠して行う必要があるため、この実践に際しては、行政実務が行われる大部屋や実務者のネットワークの中で利害関係者と意見交換を行うことを条件とすべきである。この点に留意し、実践の輪を広げたい。

私は「現場」や「市民」の意味を真剣に受け取ることができただろうか。インゴルドは他者を真剣に受け取る意義を問いかけつつ、関係しあう存在は「相互に構成されている」と強調している（インゴルド 2020 : 118）。地域の「現場」や「市民」そのものを深く理解することは難しいが、周囲のかかわりを理解し、関係しあう人・モノと共にあるための技法を経験的に学んだ。そこから行政実務の関係性との接点を「聴く営み」のなかに見出すことができた。インゴルドの提案に対して、行政実務の現場から一つの回答を示すことができたと考えている。

最後に十分論じることができなかった課題を示したい。社会学者の栗原亘は、ラトゥールの「モノたちの議会」を援用して新たな「政治」を提唱している。「政治」とは、人・モノの区別を超えて周囲のかかわりを発見し、地に足のついた存在体をつくり、連関の集合体に加えていく実践である。さらに、この「政治」において人・モノのために政治的な代表と科学的な表象を担う「代理人」の意義が強調されている（栗原 2022 : 139-149）。「政治」と「代理人」についての検討は、公・民文化の相違の向こうで通底する類似の課題であると思われる。公・民で共に実務者のネットワークを育て、地域を創ってゆくための課題として次稿で論じたい。

謝辞

本稿は、2022年度北海道民族学会の第2回研究会における報告内容に対して、その後の研究を踏まえて加筆修正したものです。当日は学会員の方々から貴重な助言をいただき、厚くお礼を申し上げます。本稿

にコメントをいただいた2名の査読者の方々、調査のために協力いただいたNPO現場の方々、職場の上司・同僚、そして北海道大学文化人類学研究室の諸先生方と大学院生の皆様に深く感謝を申し上げます。

注

- 1 私が所属する自治体の環境行政の原点は昭和40年代の公害防止対策である。環境破壊に伴う地域の痛みに寄り添うために、担当実務において具体的に何ができるか、改めて考えてみたいという願いもある。
- 2 調査協力者に対して、研究の各段階で研究内容の説明を行い、コメントをいただいた。なお、本稿は私個人の経験と見解を休日にとまとめたものであって、私が所属する自治体の見解を示すものではない。
- 3 「環境基本計画」（平成6年12月16日閣議決定）について
（最終閲覧日2023年10月14日）<https://www.env.go.jp/policy/kihon-keikaku/plan/main2.html#ch-22setu>
- 4 第2期 広島県中山間地域振興計画について
（最終閲覧日2023年9月18日）<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/chuusankanchiikishinkoujurei/#second>

引用文献

インゴルド・ティム

2017 古川不可知（訳）「大地、空、風、そして天候」『現代思想』45(4):170-191.

2020 奥野克巳・宮崎幸子（訳）『人類学とは何か』亜紀書房、東京.

大森彌

2006 『官のシステム』東京大学出版会、東京.

岡田浩樹

2007 「人類学"at home town": 地域社会への貢献をめぐる日本の人類学の諸問題」『文化人類学』72(2):241-268.

岡田光正

2013 『新訂 環境工学』一般財団法人放送大学教育振興会、東京.

小田博志

2010 『エスノグラフィー入門 : 〈現場〉を質的研究する』春秋社、東京.

小田亮

2008 「「真正性の水準」について」『思想』1016:297-316.

加藤哲夫

2002 『市民の日本語 NPOの可能性とコミュニケーション』ひつじ書房、東京.

北村喜宣

2021 『自治体環境行政法（第9版）』第一法規、東京.

木村敏

2008 『自分ということ』筑摩書房、東京.

倉阪秀史

2014 『環境政策論（第3版） 環境政策の歴史及び原則と手法』信山社、東京.

栗原亘

2022 「ANTと政治/近代「政治」を脱・人間中心的に組み直すための思考法」栗原亘（編）『アクターネットワーク理論入門 「モノ」であふれる世界の記述法』ナカニシヤ出版、京都、133-151.

椎川忍、牧慎太郎、澤田史朗、野崎伸一、井上貴至、前神有里、後藤好邦、吉弘拓生（編）

2021 『飛び出す！公務員 時代を切り拓く98人の実践』学芸出版社、京都.

清水展

2014 「応答する人類学」山下晋司（編）『公共人類学』東京大学出版会、東京、19-36.

白川勝信

2007 「地域の自然が博物館：フィールドミュージアムの活動」『日本生態学会誌』57(2):273-276.

2010 「八幡湿原自然再生事業」日本生態学会（編）『自然再生ハンドブック』地人書館、東京、97-109.

ド・セルトー・ミシェル

- 2021 山田登世子（訳）『日常実践のポイエティック』筑摩書房、東京。
- 田尾雅夫
- 1990 『行政サービスの組織と管理 地方自治体における理論と実際』木鐸社、東京。
- 2010 『公共経営論』木鐸社、東京。
- 西尾勝
- 1993 『行政学』有斐閣、東京。
- 原田尚彦
- 1989 『行政法要論（全訂第二版）』学陽書房、東京。
- マリノフスキ・B
- 2010 増田義郎（訳）『西太平洋の遠洋航海者：メラネシアのニュー・ギニア諸島における、住民たちの事業と冒険の報告』講談社、東京。
- ラトゥール・ブリュノ
- 2019 伊藤嘉高（訳）『社会的なものを組み直す アクターネットワーク理論入門』法政大学出版局、東京。
- 鷺田清一
- 2015 『「聴く」ことの力 臨床哲学試論』筑摩書房、東京。
- Tacchi,J., Slaton,D. and Hearn,G.
- 2003 *Ethnographic Action Research: A User's Handbook*. UNESCO.
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf000--0139419/139419eng.pdf>(accessed 2023-10-23)

（もとひろ・しゅうじ／北海道大学大学院文学院博士後期課程）